

## 専門実践教育訓練給付金

### 専門実践教育訓練給付金制度とは

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

聖バルナバ助産師学院は、平成 27 年 4 月に「専門実践教育訓練講座」に新規に指定、平成 30 年 4 月に再指定されました。

### 支給条件

- ①在職中 … 受講開始日までに通算して 2 年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
- ②離職中 … 受講開始日までに通算して 2 年以上の雇用保険の被保険者期間を有し、離職後 1 年以内の方

2 回目以降として受給する場合は、前回の受講開始日から当該専門実践教育訓練の受講開始日までに通算して 3 年以上の雇用保険の被保険者期間を有し、前回受給から 3 年以上経過している必要があります。

### 支給額

受講者が支払った教育訓練経費のうち、50%（年間上限 40 万円）が支給されます。さらに、受講修了日から一年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された場合には 20%（合計 70%、年間上限 56 万円）が追加支給されます。

### 教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給できる方のうち、受講開始時に 45 歳未満など一定の条件を満たす方が失業状態にある場合には、訓練受講をさらに支援するため「教育訓練支援給付金」が支給されます。

「専門実践教育訓練給付金」「教育訓練支援給付金」の支給条件や手続きの詳細は厚生労働省のホームページやお近くのハローワークでお尋ねください。

 [厚生労働省 専門実践教育訓練の給付金のご案内](#)

 [ハローワークインターネットサービス](#)